

「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」の策定について

1 策定の趣旨

平成21年度に策定した現行の徳島県幼児教育振興アクションプランの実施期間の終了に伴い、平成27年4月から予定されている「子ども・子育て支援新制度」の趣旨である質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援の充実を踏まえて、幼児教育の充実を図るための総合的な基本計画として策定する。

2 実施期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

3 プランの概要

(1) 目指す幼児教育

- ①人間形成の基礎を培う幼児教育
- ②幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育
- ③全ての幼児に提供される質の高い幼児教育

(2) 基本方針

- ①幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実
- ②保育者の資質及び専門性の向上
- ③発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進
- ④特別支援教育の充実
- ⑤家庭や地域社会との連携推進

4 策定に至るまでの経緯

- 9月29日(月) 第1回策定検討会議
- 11月21日(金) 第2回策定検討会議
- 12月15日(月) 12月議会(文教厚生委員会)
- 12月17日(水) 12月議会(過疎・少子高齢化対策特別委員会)
- 12月22日(月) パブリックコメント(～1月21日)
- 1月26日(月) 第3回策定検討会議
- 2月 4日(水) 定例教育委員会報告
- 2月 6日(金) 2月議会報告(文教厚生委員会)
- 2月 9日(月) 2月議会報告(過疎・少子高齢化対策特別委員会)
- 3月 上旬 定例教育委員会

徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ

(案)

徳島県教育委員会



目 次

第1章 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」の基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 実施期間	1
3 本県における幼児教育の現状と課題	2
(1) 幼児を取り巻く環境と幼児の育ち	
(2) 「徳島県幼児教育振興アクションプラン」におけるこれまでの取組と課題	
(3) 「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた幼児教育推進上の課題	
4 目指す幼児教育と基本方針	5
(1) 目指す幼児教育	
(2) 基本方針	
5 推進体制	7

第2章 重点目標と具体的な取組

1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実	8
(1) 幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解促進	
(2) 教育・保育内容の充実	
(3) 教育・保育内容の評価と改善	
(4) 教育・保育環境の整備	
2 保育者の資質及び専門性の向上	12
(1) 研修体制の整備	
(2) 研修内容の充実	
3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進	14
(1) 小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる観点からの幼児教育の充実	
(2) 小学校との連携・接続の推進	
(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進	
4 特別支援教育の充実	17
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実	
(2) 専門性のある相談・支援体制の整備	
(3) 関係機関と連携した早期からの長期支援体制の構築	
5 家庭や地域社会との連携の推進	20
(1) 子育て支援活動の充実	
(2) 預かり保育や延長保育の充実	
(3) 家庭や地域社会との連携の充実	

第1章 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」の基本的な考え方

1 策定の趣旨

本アクションプランは、今後5年間にわたって、幼児教育の充実を図るための総合的な基本計画です

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえた充実した教育が行われることが求められます。しかし、近年の社会の変化や人間関係の希薄化、地域や家庭の教育力の低下等により、子供を取り巻く環境やそれによる子供の育ちに変化が見られ、幼児期の教育の重要性はますます大きくなっています。

徳島県教育委員会では、これまで、「徳島県幼稚園教育振興プラン」(H15)、「徳島県幼児教育振興アクションプラン」(H21)を策定し、幼稚園教育を核とした幼児教育の振興に取り組んできました。

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から実施されることとなりました。そこで、「子ども・子育て支援新制度」の趣旨である質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、徳島県の幼児教育の現状を踏まえた「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」を新たに策定することとしました。

策定にあたっては、学識経験者、保護者、幼稚園、保育所、教育委員会、保育主幹課の関係者からなる策定検討会議で審議されたことをもとに、徳島県教育委員会で策定作業を進めました。

本アクションプランでは、本県の幼児教育が更に充実するための基本方針や重点目標、具体的な取組を示し、幼児期の子供にかかわる幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら取組を進めていくことを目指しています。

各市町村においては、地域の実態や特色を踏まえた政策プログラムの策定が一層推進され、質の高い幼児教育の振興が図られることを期待します。

2 実施期間

本アクションプランの実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

3 本県における幼児教育の現状と課題

(1) 幼児を取り巻く環境と幼児の育ち

少子化や核家族化、情報化などの近年の社会の変化は、人間関係の希薄化や家庭や地域社会の教育力の低下を生み、幼児を取り巻く環境と幼児の育ちに変化をもたらしています。

徳島県においても、身近な自然や遊び場の減少等により、子供同士で群れて遊び、葛藤しながら成長する機会は極端に少なくなっています。また、地域におけるつながりの希薄化等から、子育ての孤立化による保護者の育児不安や情緒の不安定も見られます。保護者の過重な労働の子育てへの影響や、子育てに夢を抱きづらい状況が懸念されます。

その結果、基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の不足、運動能力の低下等、近年見られる子供の育ちの変化は今日的課題となっています。幼児教育の場においても、幼児の健やかな成長への危機感は大きく、幼児の育ちの変化への対応が大きな課題となっています。

(2) 「徳島県幼児教育振興アクションプラン」におけるこれまでの取組と課題

徳島県教育委員会では、「徳島県幼児教育振興アクションプラン」を策定し、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実と、幼稚園等施設、家庭、地域社会、行政等による総合的な幼児教育の推進を目指し、取り組んできました。

これまでの取組を検証することで、次のような点が明らかになってきました。

○充実した幼稚園教育の提供

幼稚園等施設において、幼稚園教育要領に対する理解が深まり、保育実践が充実してきました。幼稚園教育の質を高めるためには、保育実践を更に充実させ伝承していくとともに、保護者や他校種の教員に幼児教育の重要性に対する理解を促していく発信力が必要です。

特別支援教育については、特別支援コーディネーターの配置、園内支援体制の整備、支援・相談事業の実施が進められてきました。今後は保育者の専門性の向上と早期からの支援体制の整備が重要となります。

子育て支援としての預かり保育やPDCAサイクルにのっとり学校評価の実施等、施設運営の更なる充実が望まれます。教育機会の確保と教育環境の充実における設置者の役割も重要です。

○発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

幼・小連携の取組は、全ての県内公立校において実施されています。幼・小・中連携推進事業「『学びのかけ橋』プロジェクト」指定地域における研究実践の普及により、接続カリキュラムの作成や互恵性のある合同活動も推進されてきました。保・幼連携の取組も広がっています。

今後は、地域における保・幼・小連携の推進と内容の充実が必要であり、市町村による実施体制の構築が期待されます。幼児教育を担う施設においては、小学校以降の学習や生活の基盤の育成という観点から保育を充実させていくことが大切です。

○教員の資質及び専門性の向上

教職員のライフステージに応じた研修の実施やニーズに応じた研修講座の提供等、研修体制の確立と研修内容の充実が図られてきました。幼稚園教員の研修に対する意識の向上と積極的な参加もあり、幼稚園教育要領を踏まえた幼稚園教育に対する理解の深まりと実践力の向上が見られます。

小規模園の増加や預かり保育の実施等により、研修への参加や園内研修の実施が難しい点が問題となっています。効果的で質の高い研修を支える指導者の確保も必要です。

幼児教育の充実のためには、保育者の資質と専門性の向上は欠かせません。学ぶことのできる場と機会の保障、県や設置者による研修体制の構築が必要です。

○家庭や地域社会の教育力の再生・向上

幼稚園等施設においては、子育て支援活動や開かれた園づくりの取組が充実してきました。家庭や地域の人材などの園の教育活動への積極的活用も進み、教育活動の充実と地域の教育力の向上につながっています。県においては、家庭や地域の教育力向上のための研修や情報提供も実施されています。

子育てに関する相談体制の充実と、地域ぐるみで家庭教育を支援するための体制の整備が今後も必要です。

(3) 「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた幼児教育推進上の課題

○幼稚園・保育所・認定こども園等における質の高い幼児期の教育・保育の提供

平成27年4月から実施される「子ども・子育て支援新制度」は、質の高い幼児期の教育・保育の提供、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的としています。幼児期の子供にかかわる幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら連携し、取組を進めていかなければなり

ません。

各施設においては、幼児を中心に据えた教育活動を展開し、幼児の健やかな育ちを支えていくことが求められます。幼児の育ちの変化とその背景にある問題を理解し、保護者との連携を大切にしながら進めていくことが重要です。

○保育者の資質と専門性の向上

質の高い幼児教育の提供には、保育者の資質と専門性の向上が欠かせません。幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が施設内外において充実した研修を行うことができるように、研修体制の整備と研修内容の充実が図られなければなりません。

○幼児教育推進体制の整備と幼児教育の重要性に対する意識の向上

県及び幼児教育を担う施設の設置者は、幼児教育推進体制の整備を行うことが必要です。幼児期の特性や幼児期にふさわしい指導内容や方法を理解するとともに、幼児教育の重要性に対する意識の向上を図り、幼児教育の推進に努めなければなりません。

4 目指す幼児教育と基本方針

(1) 目指す幼児教育

○人間形成の基礎を培う幼児教育

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していきます。また、幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であるため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠です。

このような幼児期に行われる教育は、子供の心身の健やかな成長を促す上で、極めて重要な意義を有しています。

○幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育

幼児教育を担う施設である幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「幼稚園教育要領等」という。）に述べられていることを基として、幼児期にふさわしい幼児教育の在り方を理解し、教育・保育を展開していくことが求められます。

幼児教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とします。幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること、遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成されるようにすること、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすることを重視しなければなりません。

そのためには、調和のとれた組織的・発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行うことが必要です。また、発達や学びの連続性を踏まえ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる幼児教育という観点から教育・保育を見直し充実させていくことも大切です。

○全ての幼児に提供される質の高い幼児教育

平成27年4月から実施される「子ども・子育て支援新制度」は、質の高い幼児期の教育・保育の提供を大きな目的としています。全ての幼児に対して質の高い教

育・保育が行われるように、幼児教育に携わる施設、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら連携し、取組を進めていかなければなりません。

幼稚園・保育所・認定こども園等の全ての幼児教育を担う施設においては、幼児を中心に据えた教育活動を展開し、教育・保育の質の向上に努めることが求められます。そのためには、保育者の資質と専門性の向上が欠かせません。設置者や行政による幼児教育推進体制の整備と施設や家庭に対する支援、幼児教育の重要性に対する県民の意識の向上を促進する必要があります。

(2) 基本方針

本県が目指す幼児教育の実現に向けて、次の基本方針に基づき、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等はもとより、県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等が各々に取り組むことを具体的に示します。

①幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。

②保育者の資質及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質及び専門性の向上を目指します。

③発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を推進します。

④特別支援教育の充実

特別支援教育に関する理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における特別支援教育の充実を推進します。

⑤家庭や地域社会との連携の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

5 推進体制

- 本県の目指す幼児教育を実現するために、施策の基本方針に則し、県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等、家庭や地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めていきます。
- 『幼児教育振興アクションプランⅡ』推進連絡協議会（仮称）を設置し、本プランの諸施策についての進捗状況を把握するとともに、幼児教育推進上の課題や方向性を検討・協議し、より実効性のある取組となるようにします。

* 「幼児教育」「保育」「保育者」の用語の扱いについて

「幼児教育」とは、幼児に対する教育を意味し、幼児が生活する全ての場において行われる教育を総称したものです。具体的には、幼稚園における教育、保育所や認定こども園における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりをもった概念として捉えられます。

「保育」という用語は、幼児教育の場において様々な定義で用いられてきました。（下記参照）本アクションプランにおいては、「保育」を、「乳児・幼児に対する教育で、幼児教育と同義語」として捉え、広義において、「幼児教育」「教育」と表記します。

ただし、「保育」という用語がこれまで用いられてきた経緯に鑑み、主に保育所において用いられてきた「養護と心身の発達を助長する教育が一体となって働く営み」としての「保育」、幼稚園において指導方法としての意味付けで用いられてきた「保育」は、これまでどおり狭義において「保育」と表記することとします。

また、幼児教育に携わる幼稚園教諭・保育士・保育教諭等は、「保育者」と表記します。

「保 育」 大別して3通りに定義される。第一は、乳児・幼児に対する教育で、幼児教育と同義語。第二は、乳児・幼児に対して、生存上必要とする衣食住の世話と心理的欲求の充足を図る養護と心身の発達を助長する教育とが一体となって働く営み。第三は、小学校児童のうち親が共働きなどの理由で放課後鍵っ子となっているものに対し、放課後夕刻まで生活・遊びを指導する営み。

「保育者」 幼稚園や保育所などで保育に従事する者の総称である。

出典：「現代保育用語辞典」フレーベル館1997.2.3初版 岡田正章・千羽喜代子編

第2章 重点目標と具体的な取組

基本方針1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。

重点目標(1) 幼稚園教育要領等の内容の理解促進

～幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解を促進します。～

【県の取組】

●幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解促進

- ・訪問指導や研修会等の実施
- ・幼稚園教育理解推進事業都道府県協議会における教育・保育課程の編成及び指導上の諸課題についての協議

【設置者の取組】

●幼稚園教育要領等に基づいた施設への支援

- ・幼稚園教育要領等に基づいた教育・保育の展開に係る環境整備

●保育者の幼児教育に対する理解促進

- ・保育者の幼児教育に対する理解と実践力の向上に対する指導・支援

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解促進

- ・研修への積極的参加と自主研修の促進

●幼稚園教育要領等の趣旨や内容を具現化した教育・保育の展開

重点目標(2) 教育・保育内容の充実

～幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、遊びを通しての指導を中心として、一人一人の特性や発達課題に即した教育が行われるようにします。～

【県の取組】

- 教育・保育課程の編成や指導計画の作成の支援
- 幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育内容の充実の支援
 - ・施設への訪問による指導・支援
 - ・講師派遣による指導・支援

【設置者の取組】

- 教育・保育課程の編成や指導計画の作成の推進
 - ・施設における教育課程作成状況の把握と適切な指導
- 保育者が幼児に向き合うことのできる体制の整備
 - ・研修時間の確保や事務の効率化への支援

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 教育・保育課程の編成や指導計画の作成及び教育・保育実践
 - ・地域や施設の実態を踏まえた教育・保育課程の編成や指導計画の作成
 - ・幼児期の特性を踏まえた環境を通して行う教育・保育の展開

重点目標(3) 教育・保育内容の評価と改善

～教育・保育の質の向上のために、日々の実践を振り返り次の日の保育に生かしたり、園全体の教育を評価・公表することで改善したりする評価の実施を促進します。～

【県の取組】

- 評価についての理解促進と評価実施の推進
- 自己評価・関係者評価の実施の促進

【設置者の取組】

- 評価の実施と充実
 - ・ 評価の実施状況の把握と適切な指導
- 評価結果を基にした改善措置
 - ・ 評価の結果に応じた施設への支援や環境整備等の改善措置

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 評価の実施による園運営の改善・向上
 - ・ 自己評価の実施と公表
 - ・ 関係者による評価や第三者評価の実施と公表
 - ・ P D C A サイクルによる施設全体の教育・保育の改善
- 評価を生かした指導の充実
 - ・ 記録等を活用した評価と指導の充実

重点目標(4) 教育・保育環境の整備

～全ての施設において、幼児に対する教育が提供できるように環境を整備します。
安心・安全で豊かな教育・保育環境を推進します。～

【県の取組】

●教育機会確保の推進

- ・満3歳からの幼児に対する教育機会確保の重要性の周知

●教育・保育環境の充実促進

- ・幼児期にふさわしい環境についての理解促進
- ・危機管理体制整備の重要性の周知と安心・安全な教育・保育環境の推進

【設置者の取組】

●満3歳からの幼児に対する教育機会の確保

●安全で豊かな環境の整備

- ・園庭の自然物や遊具等の環境の整備
- ・危機管理体制の整備状況の把握と指導

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●豊かな環境づくり

- ・幼児にとって適当な環境の構成
- ・地域や園の特色を生かした計画的で豊かな環境の構成

●安心・安全な環境の整備

- ・危機管理マニュアルの改善と避難訓練等の実施
- ・防犯や犯罪被害防止に関する幼児や保護者への意識啓発

基本方針2 保育者の資質及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質及び専門性の向上を目指します。

重点目標(1) 研修体制の整備

～設置者や各施設と連携して、研修の実施体制と支援体制を整備します。～

【県の取組】

- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修実施体制の構築
 - ・ 教育委員会・福祉部局等との連携による幼児教育研修の推進
 - ・ 総合教育センター・大学・関係機関等との連携による指導者の確保
- 市町村単位で実施する研修に対する支援
 - ・ 訪問指導や講師派遣による支援

【設置者の取組】

- 研修への積極的参加の促進と受講者の把握
- 市町村における研修体制の整備
 - ・ 市町村の実情や課題を踏まえた研修の実施
 - ・ 幼児教育を担う施設間や小学校との合同研修の実施体制の整備
- 研修の機会確保のための環境整備

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 積極的な参加と研修内容の共有
- 研修体制の整備
 - ・ 研修時間の確保と実施方法の工夫
 - ・ 研修の中心的役割を果たす中堅教員の育成

重点目標(2) 研修内容の充実

～体系的で効果的な研修を実施するとともに、市町村や各施設の課題に応じた研修を支援します。～

【県の取組】

●体系的で効果的な研修の実施

- ・保育者の経験やニーズに応じた研修
- ・指導内容や指導方法などの専門的な研修や実技研修
- ・教育課題解決に向けた実践的な研修

●市町村や施設における研修の支援

- ・研修内容に応じた講師の派遣や情報提供

【設置者の取組】

●市町村や施設の実態を踏まえた研修の実施

- ・保育者の職務や経験年数に応じた研修や市町村の課題を踏まえた研修
- ・施設間や小学校との合同研修の内容の充実

●施設内研修の充実に対する支援

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●日々の保育に生かすことのできる研修の実施

- ・幼児の姿に基づいた研修や視点を明確にした研修
- ・保育者の同僚性の向上による研修の充実

基本方針3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を推進します。

重点目標(1) 小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる観点からの幼児教育の充実

～発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を推進します。～

【県の取組】

- 発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育実践の推進

【設置者の取組】

- 発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育実践の推進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 小学校以降の教育に対する理解
 - ・小学校以降の教育に対する理解と幼児教育の独自性の理解
- 発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育実践
 - ・発達や学びの連続性を踏まえた指導
 - ・学びの芽生えを自覚的な学びへとつなぐ指導

重点目標(2) 小学校との連携・接続の推進

～幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との交流の機会を充実し、相互理解を基にした連携・接続を推進します。～

【県の取組】

●小学校との連携・接続の推進

・小学校教育との円滑な接続の在り方についての理解促進と実践の推進

●連携推進事業の実施と成果の普及

・幼小中連携推進事業「『学びのかけ橋』プロジェクト」の実施

【設置者の取組】

●地域における小学校との連携・接続の推進

・小学校区における幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の相互理解の推進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●近隣の小学校との連携・接続の充実

・相互理解によるそれぞれの教育の充実

・接続期の取組の充実と接続カリキュラムの作成

●互恵性のある合同活動の実施

・年間計画の作成と計画的・継続的な実施

・事前・事後の話し合いによる幼児・児童の学びの検証と活動の充実

重点目標(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進

～幼稚園教諭，保育士，保育教諭等が相互に教育・保育についての理解を深め，子供の豊かな育ちにつながる連携を促進します。～

【県の取組】

- 幼稚園・保育所・認定こども園等相互の理解と連携の推進
 - ・共に学ぶことのできる合同研修の実施

【設置者の取組】

- 連携体制の構築と連携の推進
 - ・合同研修の実施や交流等による相互理解の推進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 日常的・継続的な交流の実施
 - ・幼児同士の交流や保育者間の関係づくり
 - ・地域の子供の成長を共に支えていこうとする保育者の意識の醸成

基本方針4 特別支援教育の充実

特別支援教育に関する理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における特別支援教育の充実を推進します。

重点目標(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実

～特別支援教育についての理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上を図り、各施設における特別支援教育の充実を支えます。～

【県の取組】

- 保育者の専門性向上のための研修等の実施
- モデル研究等に関する情報提供
 - ・支援方法のデータベース化等の成果の普及
- 県民への理解啓発
 - ・講演会や研修会、資料配布等による啓発

【設置者の取組】

- 幼児の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備
 - ・基礎的環境の整備や合理的配慮の提供の促進
- 地域の実情に応じた研修の実施
- 住民に対する理解啓発

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 教育的ニーズの把握と個別の指導計画の作成・活用
 - ・一人一人に応じた具体的な指導計画の作成と活用
 - ・特別な支援を必要とする幼児についての共通理解と合理的配慮の提供
- 積極的な研修参加と自主的・計画的な研修の実施
- 保護者への理解啓発と信頼関係の構築
 - ・サポートブック※等の活用による幼児理解と相談支援体制の整備
 - ・講演会や研修会等による特別な支援を必要とする幼児への理解・啓発

※子供の特性や具体的な支援の場面に必要な配慮事項をコンパクトに整理して、ブック形式にしたもの

重点目標(2) 専門性のある相談・支援体制の整備

～障がいのある幼児に最も適切な教育を行うという視点に立った相談・支援体制を整備し、各施設における特別支援教育の充実を支えます。～

【県の取組】

- 基礎的環境整備の促進
- 専門性のある支援体制の整備と活用の促進
 - ・ 特別支援教育巡回相談員の配置と特別支援教育専門家チームの設置
 - ・ 各特別支援学校の特別支援教育のセンター的機能の推進
- 専門性のある相談体制の整備と活用の促進
 - ・ 専門家チームの派遣や医療関係者によるアドバイス、相談事業等の実施

【設置者の取組】

- 基礎的環境整備の促進
- 特別支援教育支援員の配置
- 相談・支援事業に関する情報提供と事業の活用促進
- 施設や保護者に対する相談窓口の設置
 - ・ 早期からの教育相談や保護者への情報提供の実施

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 支援委員会の組織と運用
 - ・ 特別な支援を必要とする幼児に対する指導の充実と保育者の指導力の向上
- 管理職や担当者による相談の実施
 - ・ 保護者に対する相談の実施や情報の提供
- 相談・支援事業の活用による指導の充実

重点目標(3) 関係機関と連携した早期からの長期支援体制の構築

～必要な支援を幅広い分野から長期的に受けられるようにするために、各施設、保護者、行政、専門機関等が連携した支援体制の構築を推進します。～

【県の取組】

- 継続的な教育相談・指導を行うための体制整備
 - ・ 徳島県教育支援委員会及び地域特別支援連携協議会連絡会の設置と運用
 - ・ 市町村の行う教育支援や相談支援体制の整備に対する支援
- 個別の教育支援計画の作成の支援
- モデル研究等に関する情報提供
 - ・ 早期からの教育相談・支援体制構築事業の成果の普及

【設置者の取組】

- 市町村教育支援委員会及び地域特別支援連携協議会の機能の拡充
 - ・ 教育相談との連携による障がいのある子供の情報の継続的な把握
 - ・ 早期からの教育相談・支援の実施と就学に関する情報提供
- 個別の支援計画の作成・活用の促進
- 引継ぎの体制づくりと場の設定

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成
 - ・ 専門機関との連携による適切な支援の計画的、組織的な提供
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した小学校への移行の支援
 - ・ 他の幼児教育を担う施設や小学校、児童館等との話合いや情報交換の実施

基本方針5 家庭や地域社会との連携の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

重点目標(1) 子育て支援活動の充実

～各施設の「地域における幼児期の教育のセンター」としての役割を支援します。～

【県の取組】

- 子育て支援活動の推進
- 家庭や地域の教育力向上のための支援
 - ・ 親子で楽しむ講座や地域のボランティアを養成する講座の開講
 - ・ 家庭の教育力向上のための資料や情報の提供

【設置者の取組】

- 子育て支援体制の充実
 - ・ 地域の子育て支援体制の整備と施設における子育て支援活動に対する支援
- 家庭や地域の教育力向上に資する取組の実施
 - ・ 家庭教育に関する研修の機会の提供
 - ・ 地域の資源を生かした子育て支援活動の推進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 幼児教育の専門機関としての子育て支援機能の充実
 - ・ 保護者が子育ての楽しさを実感することのできる子育て支援活動
 - ・ 未就園児保育や園庭開放等、幼児教育を担う施設としての機能や場の開放

【家庭や地域社会の取組】

- 子育てを支援する地域のネットワークづくり

重点目標(2) 預かり保育や延長保育の充実

～幼児の心身の負担に配慮し、家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育を推進します。～

【県の取組】

- 幼児の心身の負担に配慮した預かり保育や延長保育の推進
- 家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育の推進

【設置者の取組】

- 預かり保育や延長保育の体制整備
 - ・ 地域の実態や保護者の事情を踏まえた預かり保育や延長保育の実施
 - ・ 適切な指導体制と環境の整備
- 家庭との連携の促進と支援
 - ・ 家庭の教育力向上に対する取組の推進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 幼児の心身の負担に配慮した預かり保育や延長保育の実施
 - ・ 一人一人の生活リズムを考慮した柔軟な保育
 - ・ 地域の資源を活用した多様な体験
- 家庭との連携
 - ・ 幼児の家庭での過ごし方や施設での様子についての情報交換
 - ・ 家庭における教育が充実するような保護者への働きかけ

【家庭や地域社会の取組】

- 幼児にとって望ましい生活習慣の形成
- 預かり保育や延長保育における多様な体験活動への支援

重点目標(3) 家庭や地域社会との連携の充実

～幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。～

【県の取組】

- 家庭や地域社会との連携の推進
- 地域ぐるみで家庭教育を支援する基盤の形成
 - ・市町村と連携した家庭教育を支援する体制の整備
 - ・PTA家庭教育担当者等を対象とした家庭教育に関する研修の実施

【設置者の取組】

- 家庭や地域社会との連携体制の整備
 - ・関係機関等の情報提供
 - ・地域の人材ネットワークづくり
- 地域の子供を地域で育てるネットワークづくり
 - ・親子で共に参加できる自然体験活動や社会体験活動などの実施

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 家庭や地域社会との連携の充実
 - ・幼児の生活の連続性を踏まえた望ましい生活習慣の形成
 - ・保護者や地域の資源を活用した豊かな体験
- 開かれた園づくり
 - ・地域の行事への参加や異世代間の交流などを通じた地域との協力関係の構築
 - ・子育てに関する情報発信

【家庭や地域社会の取組】

- 幼児の健やかな成長を支える家庭教育の充実
 - ・PTA活動や研修への参加等による家庭教育の重要性の理解
- 地域の子供を地域で育てる活動の充実

